全 員 協 議 会 資 料 令和6年(2024)3月25日 財 政 部 資 産 税 課

出雲市老朽危険空家等除却に係る土地の固定資産税減免について

老朽化による倒壊等の危険性の高い老朽危険空家等の除却を促進することにより、市民の安全で安心な生活環境の保全を図ることを目的として、出雲市税条例(平成17年出雲市条例第77号)第50条第1項第4号の規定に基づき、老朽危険空家等を除却した後の土地に対する固定資産税(都市計画税を含む。)を減免する要綱を制定し、令和6年度から施行予定です。なお、新設の減免要綱の要点等は、次のとおりです。

1 減免対象建築物

減免の対象となる土地の建築物は、出雲市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱(令和3年出雲市告示第421号。以下「補助金交付要綱」という。)第2条に規定する補助対象建築物とする。

※老朽危険空家等としての要件を全て満たすものが補助金の対象となる。

2 減免対象者

減免の対象となる者は、補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者等とする。

3 減免額

減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の額と、当該土地が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 349 条の 3 の 2 の規定による住宅用地に対する固定資産税額の課税標準の特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

※除却された空き家跡地の固定資産税等について、除却前の税額と同等となるよう特例措置を継続する。

4 減免期間

減免の期間は、老朽危険空家等を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から2年度間とする。

※住宅用地に対する特例制度の継続例 最大2年間【地方税法第349条の3の3】 震災等の自然災害及び火災等の災害により住宅が滅失した場合等に特例措置を継続

5 施行期日等

(1)施行期日

令和6年5月1日から施行し、令和6年1月2日以降に除却した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税について適用する。

- (2) この要綱の失効 令和9年3月31日限り、その効力を失う。
 - ※補助金交付要綱の終期と同一とし、補助金と減免により、老朽危険空家の除却の促進を図る。